

札幌市立大学大学院デザイン研究科 外国人研究生募集要項
【2024年10月入学・2025年4月入学】

研究生とは、研究指導教員のもとで、特定のテーマについて研究する者をいいます。

外国人（日本国籍を有しない者）が大学院デザイン研究科の研究生として入学を志願する場合は、下記の募集要項に従って手続きをしてください。

また、出願前に、本学ウェブサイトの研究生募集のページに掲載している「外国人研究生を希望される方へ」を必ず読んでください。

1 募集人員

若干名

2 出願資格

次の(1)、(2)、(3) いずれにも該当する者

- (1) 大学を卒業した者、若しくは入学の時期までに卒業見込みの者、又は大学を卒業した者と同以上の学力があると学長が認めた者
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）において、大学入学に支障のない在留資格を有する者、又は本学入学により有することとなる者

※ 入学を許可された場合には、遅滞なく大学院入学に支障のない在留資格を取得してください。

- (3) 独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験（EJU）（2023年度第1回、2023年度第2回、2024年度第1回、2024年度第2回のいずれか）の本学が指定した科目（日本語）を受験した者で、「読解」、「聴解・聴読解」および「記述」の合計点が240点（450点満点）以上の者、または独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施した日本語能力試験（JLPT）のN2以上に合格した者

3 入学の時期及び研究期間

- (1) 入学の時期は、2024年10月または2025年4月とします。
- (2) 研究期間は入学日から1年または6ヶ月間とし、入学年度の3月31日を越えないものとします（そのため、10月入学を希望する場合の研究期間は、6か月間となります）。ただし、引き続き本学において研究生として研究することを希望する場合は、教授会の議を経て、1年間の範囲内で研究期間を延長することができます。

4 出願受付期間

入学時期	出願受付期間 ※1
2024年10月	2024年5月20日（月）～6月7日（金）
2025年4月	① 2024年5月20日（月）～6月7日（金）
	② 2024年10月15日（火）～11月1日（金）
	③ 2025年2月17日（月）～3月6日（木） ※2

※1 出願書類は、出願受付期間内の**必着**とします。

※2 上記③の出願は、日本国内在住者に限ります。

5 出願手続

次の書類等を日本語で作成し、出願受付期間内に提出してください。

なお、外国の学校又は機関が作成するもので、外国語で書かれた証明書等には、日本語訳を添付してください。

(1) 出願書類等

出願書類等	作成方法等
1 研究生入学願書	所定の様式に記入し、提出してください。
2 履歴書	所定の様式に記入し、提出してください。
3 卒業（見込）証明書の原本	2 出願資格（1）に該当する、出身大学等又は在学中の大学等が発行したものを提出してください。 ※外国語で書かれている場合、日本語訳を添付
4 成績証明書の原本	
5 研究計画書	所定の様式に記入し、提出してください。
6 入学検定料 9,800 円の振替払込請求書兼受領証のコピー	ゆうちょ銀行又は郵便局で、窓口に備え付けの振替払込用紙に、 氏名、住所、電話番号、「デザイン研究科研究生」と明記のうえ、入学検定料 9,800 円を納付し、振替払込請求書兼受領証のコピー を提出してください。なお、払込手数料は本人負担です。 【振込先】口座名称：公立大学法人札幌市立大学 口座番号：02700-2-95680 ※日本国外在住のため、日本の郵便局が利用できない場合は、「9 その他（2）」をご覧ください。
7 日本語能力に係る証明書	日本留学試験（EJU）を受験した者は、 成績通知書の写し又は EJU オンラインから印刷した成績確認書 、日本語能力試験（JLPT）を受験した者は、 日本語能力試験認定結果及び成績に関する証明書の原本 を提出してください。
8 推薦状	所定の様式に、最終出身学校または在学している学校（日本語学校を含む）の所属長又は指導教員が記入したものを提出してください。 ※外国語で書かれている場合、日本語訳を添付
9 国籍・在留資格等が確認できる公的書類	<u>日本国内在住者の場合、以下①～③を全て提出してください。</u> ① パスポートの写し（氏名、生年月日、署名、顔写真及び査証のページ） ② 在留カードの写し（表裏両面） ③ 市区町村長発行の在留資格、在留期間、在留期間の満了の日等を明記した住民票
	<u>日本国外在住者の場合、以下①～②を全て提出してください。</u> ① パスポートの写し（氏名、生年月日、署名、顔写真及び査証のページ） ② 出身国の公的機関が発行する国籍又は市民籍が明記された書類

	<p>※外国語で書かれている場合、日本語訳を添付 ※戸籍簿・戸籍カードの原本やそのコピーでは受理できません。企業や大学等に提出することを前提として作成された証明書類を提出してください。例) 中国の場合は、公証処で発行された公証書など</p>
10 指導教員連絡状況調書	<p>※<u>出願前に、研究の指導教員となるべき教員を定め、その教員から必ず内諾を得てください。</u> ※内諾を得られたら、所定の様式に氏名、性別、学歴等を記入したうえで、希望指導教員に送付し、必要事項を記入のうえ出願期間内に下記提出先まで提出するよう、依頼してください。</p>
11 出願書類提出確認表	<p>提出書類に漏れが無いかをチェックしたうえで、上記の書類と一緒に提出してください。</p>

- ※ 出願にあたっては、指導を受けようとする研究分野の教員（【デザイン研究科研究生 研究指導担当教員一覧】参照）と事前に連絡を取り、入学後の研究等について必ず相談し、研究指導の内諾を得てください。くれぐれも、複数の教員に同時に指導を申し入れることはしないようにお願いします。教員の連絡先は、本学ウェブサイトに掲載している「教員一覧」を参照してください。
- ※ 本学入学により在留資格を取得する場合は、在留資格の取得要件や取得方法について、事前にご自身で確認を行ってください。なお、本学の研究生に合格したことにより、在留資格の取得が保証されるものではありません。
- ※ すでに本学の研究生として在学しており、継続を希望する場合は、上記出願書類等に記載されている「1 研究生入学願書」、「5 研究計画書」および「指導教員連絡状況調書（上記出願書類 10 とは様式が異なります）」のみご提出ください。また、入学検定料を納付する必要はありません。なお、「5 研究計画書」には、研究生として本学に入学してから取り組んだ研究の内容についても、記載してください。
- ※ 一度受理した出願書類及び入学検定料は、返還しません。

(2) 出願書類の提出

出願書類の封筒の表に「外国人研究生入学願書在中」と朱書し、下記宛先へ、書留速達またはEMS等（FedEx、DHL、UPS等も可）追跡状況が確認できる配送サービスで、出願受付期間内に到着するように郵送してください。（持参による受付は行いません）

〒005-0864 札幌市南区芸術の森1丁目 札幌市立大学学生課教務係 研究生担当

- ※ すでに本学の研究生として在学しており、継続を希望する場合は、出願受付期間内に、上記宛先へ書留速達で郵送するか、学生課窓口へ直接持参してください。

6 選考方法

書類審査により選考します。

7 合否の通知

文書にて本人宛に通知します。発送時期は次のとおりです。

入学時期	発送時期
2024年10月	2024年6月21日（金）発送予定
2025年4月	① 2024年6月21日（金）発送予定
	② 2024年11月15日（金）発送予定
	③ 2025年3月12日（水）発送予定

8 入学手続

(1) 入学手続

① 入学手続期間

入学時期	入学手続期間 ※1
2024年10月	2024年6月24日（月）～7月5日（金）17:00まで
2025年4月	① 2024年6月24日（月）～7月5日（金）17:00まで
	② 2024年11月18日（月）～11月29日（金）17:00まで
	③ 2025年3月13日（木）～3月21日（金）17:00まで

※1 入学手続書類は、入学手続期間内の必着とします。

② 入学手続方法

入学手続の詳細及び必要な書類は、合格通知書とともに送付します。

入学手続は、必要な書類を揃え、入学手続期間内に事前連絡のうえ郵送により、または本人が持参して行ってください。なお、持参による手続の場合は土・日曜日、祝日の受付は行いません。

(2) 費用

① 入学料

入学手続の際に、次の金額の入学料を納付する必要があります。

札幌市内居住者 42,300円

上記以外の者 84,600円

※ 「札幌市内居住者」とは、本人又はその者の配偶者若しくは1親等の親族が入学の日の1年前から引き続き札幌市の区域内に住所を有することが住民票で確認できる者を指します。

※ すでに本学の研究生として在学しており、継続を希望する場合は、入学料を納付する必要はありません。

② 授業料

月額 29,700円

※ 入学後、各学期の所定の期日までに、6ヶ月分（178,200円）をまとめて納付していただきます。

※ その他諸経費について、研究生の負担とすることがあります。

③ その他

ア 上記入学料及び授業料は、改定する場合があります。在学中に授業料が改定になった場合は、改定後の額となります。

イ 一度受理した入学検定料、入学料、授業料は、いかなる理由があっても返還できません。

9 その他

- (1) 本学に入学を志願する者で身体障がい等（学校教育法施行令第22条の3に定める程度）を有する者は、修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、出願の前に学生課教務係へ相談してください。
- (2) 入学検定料及び入学料について、日本国外在住のため、日本の郵便局が利用できない場合は、原則、銀行の外国送金（電信送金）により、円建てで本学指定の銀行口座へお振込みいただきますので、必ず学生課教務係へお問い合わせください。その際、「出願者本人の氏名（自国語、フリガナ、ローマ字）」をお知らせください。なお振込手数料は本人負担となります。
- (3) 所定の期間研究し、その研究を修了したときは、その研究に係る成果の概要等を記載した研究修了届を、研究指導教員を経て学長に提出しなければなりません。
- (4) 入学許可後であっても、出願書類に虚偽の記載があったと認められた場合や、在留資格が取得できない場合は、入学許可を取り消すことがあります。この場合においても、一度受理した入学料は、返還できません。
- (5) 日本への出入国が禁止されたことにより、入学時に日本へ入国ができなかった者は、入学時期を延期します。新たな入学時期は、日本への出入国が可能となった段階で大学と出願者間で協議して決定します。

【問い合わせ先】

札幌市立大学 学生課 教務係
〒005-0864 札幌市南区芸術の森1丁目
Tel:011-592-2371 Fax:011-592-2374
e-mail:ge.kyomu@scu.ac.jp